地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年10月4日

横浜市契約事務受任者 横浜市中区長 小林 英二

1 契約の概要

令和5年6月3日の大雨災による応急復旧工事について

- 2 履行(納品)場所 中区山下町1番地先
- 3 契約日令和5年6月3日
- 4 履行日又は履行期間 契約日から令和5年9月29日まで
- 5 契約金額 ¥20,900,000
- 6 契約の相手方(名称及び所在) 旭建設株式会社 代表取締役 松村 三功
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和5年6月3日の大雨災により、取付管の閉塞により、雨水が逆流し、床上浸水が発生しました。安全確保のために緊急を要したため、随意契約としました。

8 契約の相手方の選定理由

緊急的な対応であり、見積もり合わせ等を行うことが出来ないため、下記条件を満たす、旭建設株式会社(代表取締役 松村 三功)との契約としました。

- ・ 緊急的な対応であるため、直ちに着手可能であること。
- ・ 付近での下水道再整備工事の施工実績を持っていること。
- ・ 社団法人横浜建設業協会に所属していること。
- ・ 執行状況等から判断し、対応可能と思われること。

9 所管課

中区中土木事務所 総括監督員 仲田 朋生